

令和2年9月26日（土）

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部（第12回）・全国知事会議〈臨時〉
における丸山知事発言（要旨）

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

1点目は新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の用途拡大について、政府の感染症対策においては、病院の使用は重症または中等症に限っていくといった方針が出されている。

島根県としては、（現時点では）感染者の自宅療養を想定していないので、宿泊療養施設をきちんと確保していくことが必要になってくるが、現在の（交付金の）対象は、ホテルの借上げがメイン、または県の施設を開所することにとどまっている。

現在、経済活動も回復しており、ホテル丸ごと1棟貸出しできる、という状況では徐々になくなってくる。協定を結んでいる相手方も、実際にお願いをすると、実際に貸出しは難しいという状況となり、経済活動が回復すればするほど、ホテルの確保は困難となる。

一方で、島根の県立施設の場合は、社会教育施設を今まで使うこととしているが、学校活動も回復してきている。

そういったことを前提とすると、この冬場も含めて、プレハブとかリースなどで、宿泊療養施設を確保していくことを考えていかないと、いざ（宿泊療養施設の開設を）やろうとするときに、現在の協定では確保ができないといったこと（が起こり得ること）も想定しなければいけないのではないかと。

宿泊療養施設を活用していくという流れだと私は考えているので、それに対応した、宿泊療養施設の確保策として（交付金の）用途拡大をしていただかないと、実際に混乱に陥るのではないかと考えており、格段の支援を国をお願いしたいので、宿泊療養施設についての用途拡大といったところを提言に盛り込んでいただきたい。

2点目は、（資料：提言案）5番目の項目の「社会経済活動の段階的引上げ」について、いわゆる制度融資の関係で、（取扱期間が）12月末までになっているため、これをともかく延長していく必要があるだろうということと、期間が長期化しているので、上限額は、自然体で考えても4000万（現行の制度）より増えていかなければいけない、という点を強調してお願いしていただきたい。

3点目、(資料：提言案) 7番目の「偏見・差別行為・デマ等の排除」については、まずは政府広報をきちんとやっていただきたい。

今、感染症自体を恐れるというよりは、感染者に対する社会的な不当な制裁を、個人も会社も事業体も恐れていることが問題であり、過剰に人間の行動や会社の事業活動が萎縮していることに伴って、いろいろな経済的活動の回復が遅れている。

こうした状況において、政府広報に予算をかけることは、非常に費用対効果が高いと考える。

いろいろな法規制という前に、こういうこと(偏見・差別行為・デマ等)は良くないことだということは全国共通であるので、この問題に政府広報を真っ先に使うことを政府へお願いしていただきたい。

2. 新しい内閣の発足にあたって

ポストコロナ、アフターコロナということで、リモートという流れが生じている。

デジタル化という流れで政権は推進されているが、この種のもので改善されるのは、情報ということの距離が無くなっていくことであって、実際にeコマースをみても物流という移動、それから観光を考えてみても人の移動というのは無くならないわけであり、リアルな人の移動を、きちんとフォローしていくための社会資本整備というのは、引き続き重要性は変わらない。

そして、国土強靱化についても、今回(令和2年7月)の豪雨を踏まえた河川等の予算確保を含めて、国土強靱化の推進ということを含めて、社会資本整備の充実の必要性は変わらないことを、ご理解いただきたい。